

広報おたる 広告の掲載について

本市では、広報おたるの紙面に、発行経費の一助として、有料により広告を掲載しています。掲載に係る諸事項は次のとおりであり、本市が契約する広告代理店が掲載手続きなどの窓口となっています。

◆広報おたるの発行仕様

- | | |
|--------|----------------|
| ① 発行日 | 毎月1日 |
| ② 発行部数 | 53,000部/月 |
| ③ 紙面規模 | A4版 20ページ 官報折り |
| ④ 刷り数 | 1色刷り |

◆広告の仕様

- | | |
|--------|--|
| ① サイズ | 1 枠 縦4.6cm×横17.8cm
半枠 縦4.6cm×横 8.8cm |
| ② 掲載料 | 1 枠当たり 55,000円 (消費税相当額を含む)
半枠の場合 27,500円 (消費税相当額を含む)
※デザイン・版下作製料は別にかかります |
| ③ 掲載枠数 | 10枠 |
| ④ 配置 | 広報おたる 10～19Pの毎ページ 記事下 |
| ④ 刷り数 | 1色刷り |

◆申込先 (市契約広告代理店)

- | | | |
|---------|--------------|-----------------|
| ㈱北海道広告社 | 小樽市真栄1丁目2番2号 | 電話 0134(23)3741 |
| ㈱オー・プラン | 小樽市色内1丁目9番6号 | 電話 0134(29)1003 |

◆広告内容の基準

契約書により下記のとおり定めております。

次に該当する広告は扱わないものとする。

- (1) 市の公共性およびその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝にかかるもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序または善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (5) 大げさな表現、根拠のない表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (6) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業に該当するもの
- (8) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (9) 消費者金融専門会社に関するもの
- (10) 商品先物取引またはこれに類するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(平成21年5月現在)

小樽市 総務部 広報広聴課
住所：小樽市花園2丁目12番1号
電話：0134(32)4111 内線 223・224
ファクス：0134(27)4331